

民事調停について

大正11年（1922年）10月1日に借地借家調停法が施行され、昭和14年には家庭における紛争を対象とする家事調停制度も発足し、戦後、民事調停法により対象とする民事紛争が民事紛争一般に拡大されましたが、今年はこの調停制度が発足して100年という記念すべき年となります。調停制度は我が国の国民の特性に合った、世界でも特徴のある紛争解決手段として定着してきましたが、その中で民事調停について説明いたします。

民事調停は、裁判官（又は調停官）と人格識見が高いとして最高裁判所が一般市民から任命した調停委員（専門的な知識経験を有する委員が少なくありません。）2名以上で構成される調停委員会によって手続が進められ、民事に関する紛争について、条理にかなない実情に即した解決を図る制度です。ご承知のとおり、民事紛争解決のための別の制度として訴訟があり、訴訟は第三者である裁判官が判決という形で法律に従った判断をすることによって紛争を解決しますが、民事調停では調停委員会が双方の互譲を促し、最終的に当事者双方の合意によって紛争を解決する点で異なります。こうした民事調停には、訴訟と比較して、次のような特徴があります。まず、訴訟であれば、相手方に対する権利や双方の法律関係について、法律を踏まえ、その要件となる事実を記載した訴状を提出しなければなりませんし、手続も原則として公開の法廷で厳格な手続で行われます。これに対し、民事調停では、どのような解決を求めるかの結論である申立ての趣旨及び紛争の要点を記載した申立書を提出すれば足り、特に法律知識を要するものではありません。また、手続も非公開で、調停室において調停委員がテーブルを挟んで申立人及び相手方から交互に事情を聴取することが主になりますので、比

較的なじみやすいものと思います。さらに、申立ての際に必要な印紙代は訴訟の場合の半額であり、予納していただく郵便料金も低額ですし(安い)、民事調停事件のうち6割程度は3か月以内に、約8割は6か月以内に終了しており、手続に要する期間も訴訟に比較すると短期間です(早い)。

そして、訴訟では、法律で定められた権利義務に従った解決しかできませんので、例えば、債務を負っている者が債権者に対して支払の猶予や分割払いにすることを求めるといった、その権利を制限するような訴訟を提起することはできませんし、法律に根拠のない要望を訴訟で相手方に対して求めることもできません。しかし、民事調停では、法律を踏まえながらも、条理にかなない実情に即した、より柔軟な解決を図ることがができますので、双方の合意によって、こうした問題についても取り決めたり、これまでの契約内容を変更したり、将来の取り決めをするといったことも可能です。双方の合意により調停が成立した場合には、その内容には判決と同一の効力が与えられています。こうしたことから、賃貸建物の明渡しや賃料の増額や減額といった賃貸借関係、借金や代金などの債務の分割支払を求める事案、近隣者間のトラブルなど多くの種類の紛争で民事調停が利用されています。他方で、調停を申し立てたが、相手方が調停期日に出頭しない場合や合意が成立しないときには、調停が不成立となる場合がありますので、判決によって、紛争について何らかの結論が出される訴訟とは異なります。

こうした、安い、早い、簡単な手続である民事調停を是非、紛争解決に利用していただきたいと思います。なお、申立ての際に提出していただく申立書の用紙は裁判所のウェブサイトや裁判所に用意されていますが、お問合せやご相談は、最寄りの簡易裁判所又は

地方裁判所までお願いいたします。